

常陸大宮市有機農業推進計画策定委員会次第

日 時 : 令和3年12月2日
午前10時～

場 所 : 常陸大宮市役所
202～201会議室

1 開 会

2 委員長選任

3 議 事

- (1) 県北地域における有機農業の取組等について
- (2) 常陸大宮市におけるアンケート調査の結果等について
- (3) 意見交換等

4 閉 会

常陸大宮市 有機農業推進計画策定委員会

	氏 名	所 属 等	
1	加藤 弘道	元 茨城県農業総合センター長	[学識経験者]
2	古東 篤	コトコトファーム	[有機栽培]
3	海野 雅俊	雅農園	[特別栽培]
4	藤田 博子	藤田いちご園	[女性農業士]
5	山崎 誠	常陸大宮市 校長会長	[教育関係]
6	海老根 幸代	常陸大宮市PTA連絡協議会 副会長	[消費者関係]
7	川崎 有希	常陸大宮市PTA連絡協議会 女性ネットワーク委員長	[消費者関係]
8	大内 順	イオンリテール株式会社 イオン常陸大宮店長	[販売流通関係]
9	鈴木 理司	道の駅常陸大宮「かわプラザ」駅長	[販売流通関係]
10	藤田 敏美	JA常陸 大宮営農経済センター長	[農協関係]
11	清水 裕	茨城県常陸大宮地域農業改良普及センター長	[行政関係]

オブザーバー			
茨城県 県北農林事務所 企画調整部門 振興・環境室	室長	平根 敬治	
農業振興課	課長	眞部 徹	

事務局			
常陸大宮市 産業観光部	部長	河西 徹	
農林振興課	課長	平山 康	
	課長補佐	木村 寛	
	主査	猿田 光良	

常陸大宮市有機農業推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な農業，環境にやさしい農業に向けた取組の推進及び中山間地域における農業の振興を目的として，有機農業を推進する常陸大宮市有機農業推進計画（以下「計画」という。）の策定について検討するため，常陸大宮市有機農業推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他有機農業の推進に関すること。

(組織及び任期)

第3条 委員会は，委員11人をもって組織し，学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は，委嘱の日から計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は，委員の互選により選出し，副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，委員長が招集し，会議の議長となる。ただし，委員の委嘱後最初に開かれる会議は，市長が招集する。

2 会議は，委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果について、市長へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業観光部農林振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務が終了したときをもって、その効力を失う。

背景等（社会的な取組等 ～農業・農村、食と農～）＜中山間地域＞

- 少子高齢化、人口減少、後継者不足等
- 地域活性化、地域振興、農業振興等
- 安全・安心、環境配慮への取組等
- 多様な農業、地域循環型の取組等
- 付加価値、販売流通、店舗等
- 消費、地産地消、食育、学校給食等

動向等（消費者等の意識 ～潮流～）＜多様化＞

- 高級なものを求める
- 見た目(色、形、大きさ)で求める
- 安全・安心なものを求める
- 楽しいものを求める
- 美味しいものを求める
- 環境へ配慮したものを求める
- 安価なものを求める
- 希少なものを求める
- 持続的なものを求める

— メモ —